

浜田高等学校寄宿舎調理業務委託 公募型企画提案募集要領

1 趣旨

島根県立浜田高等学校の寄宿舎調理業務を民間事業者に委託するにあたり、民間事業者の技術力や専門性を活用するとともに寄宿舎の調理業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により委託事業者を決定する。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

浜田高等学校寄宿舎調理業務

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 委託業務の内容

別添1「浜田高等学校寄宿舎調理業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託金額

30,400,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

※上記金額内での企画提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

3 企画提案参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- (5) 島根県内で本件業務と同等の業務を現在受託している者、又は過去3年以内に受託し誠実に履行したと認められる者であること。
- (6) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (8) 島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、提案競技参加の申し出時においてその措置の期間が満了していない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (10) この調達の公告日から起算して、過去1年以内に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた者でないこと。
- (11) この調達の公告日から起算して過去3年内に、福祉施設又は学校における給食業務に係る食品衛生法の規定に基づく営業停止処分を受けた者でないこと。
- (12) この調達の公告日から起算して過去2年内に、食品衛生法の規定による営業許可（飲食店営業）の取り消し処分を受けた者でないこと。

- (13) この調達の公告日から起算して過去3年以内に、地方自治法第244条の2第11項の規定により島根県から給食調理業務に係る委託契約を解除された者、又は委託契約の締結を辞退した者でないこと。

4 企画提案への参加申込及び辞退

企画提案の参加を希望する事業者は、様式1「企画提案参加申出書」に必要事項を記入し提出すること。なお、参加申出書の提出後に企画提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに様式2「辞退届」を提出すること。

(1) 企画提案参加申出書の受付期間

令和7年12月23日(火)から令和8年1月6日(火)までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

島根県立浜田高等学校 (担当:岩本、安部)
〒697-0024 浜田市黒川町3749番地
電話 0855-22-0042

(3) 提出方法

上記提出先への直接又は郵送等により提出すること。なお、郵送等の場合は提出期限必着とする。

5 企画提案に関する現地説明会の開催

- (1) 開催日時 令和8年1月6日(火)午前10時から
(2) 場所 島根県立浜田高等学校 寄宿舎
(3) その他 説明会の出席者は1事業者2名以内とし、前日までに出席する旨を電話で連絡すること。なお、参加希望者がいない場合は実施しない。

6 本委託業務及び企画提案に関する質問

- (1) 受付期間 令和7年12月23日(火)から令和8年1月16日(金)までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
(2) 提出方法 様式3「質問書」の形式で作成し、電子メール又はFAXにて送付すること。
(3) 提出先 アドレス hamadakoko@pref.shimane.lg.jp
FAX 0855-22-2457
(4) 質問に対する回答方法 受け付けた質問に対する回答は準備ができ次第、都度全ての企画提案参加事業者に対して電子メール又はFAXにより通知する。
(5) その他 受付期間経過後の質問、参加資格を有しない事業者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

7 企画提案書の作成内容等

企画提案書は、1事業者1提案とし、別添2「浜田高等学校寄宿舎調理業務委託の企画提案に関する提案項目及び審査基準」に定める各様式により作成し、下記により提出すること。

(1) 企画提案書の形式

A4(縦横を問わない)、横書きとし、図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本(4部)とし、正本には代表者印を押印すること。

- (3) 提出先
4 (2) に同じ
- (4) 提出方法
4 (3) に同じ。ただし、郵送等の場合は提出期限必着とし、提出期限に到着しない場合は失格とする。なお、発送と同時に発送した旨を提出先に電話で連絡すること。
- (5) 企画提案書の受付期間
令和8年1月20日（火）から令和8年1月27日（火）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。
- (6) その他
提出後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

8 企画提案の審査・選考

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手方となる候補事業者を選考するため、「浜田高等学校寄宿舎調理業務委託企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

審査は、提出された企画提案書による書面審査及び選定委員会における事業者からの説明（プレゼンテーション及びヒアリング、以下「面接審査」という。）に基づき実施する。

選定委員会において、別添2「浜田高等学校寄宿舎調理業務委託の企画提案に関する提案項目及び審査基準」中「2. 審査基準」により委員ごとに採点を行い、最優秀企画提案として選定するかについて審査する。

なお、応募状況により、書類審査を実施した上で面接審査の実施対象者を選定する場合がある。面接審査の実施は、令和8年1月下旬から2月上旬とし、詳細については別途通知する。

9 審査結果等の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案参加事業者に対し書面で審査結果を通知する。

なお、審査結果は島根県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、選定委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

10 契約

- (1) 本件企画競争による委託事業者の選定については、当該委託契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降において当該予算の執行が可能となったときにその効力が生じるものであり、最優秀企画提案に選定された事業者と実際の提供食数等により協議、調整を行い、協議等が整った上で随意契約を締結する。
- (2) なお、最優秀企画提案の事業者との協議等が整わない場合は、次点企画提案の事業者と改めて協議を行うこととする。

11 その他

- (1) 守秘義務
本件において、学校から提供を受けた文書及び知り得た情報については、本企画提案以外の目的に使用してはならない。
- (2) 経費の負担
本企画提案に係る一切の費用は、企画提案参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類
本企画提案に際し提出された書類は、返却しないものとする。
なお、提出された書類は、最優秀企画提案の選定の用途以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、別途協議する。

(4) 失格

以下の項目に該当した企画提案参加事業者は、失格とし、その旨を書面で通知するものとする。

ア 虚偽の記載や、他の企画提案参加事業者の妨害、他人の提案の代理をするなどの不正行為があつたと認められたとき。

イ 指定された面接審査の日時に出席しないとき。

(5) その他

ア 企画提案書の内容に不明な点があれば照会を行うことがある。

イ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。